



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*82 建築士法施行細則の一部を改正する規則
(都市政策課)

規 則

和歌山県規則第82号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和26年和歌山県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第32条を第45条とする。

第31条第1項中「建築士事務所登録等閲覧申込書」を「登録簿等閲覧申込書」に改め、同条を第44条とする。

第30条中「法第23条の9各号」を「二級建築士名簿及び木造建築士名簿並びに法第23条の9各号」に改め、同条を第43条とし、同条の前に次の章名及び2条を加える。

第7章 雑則

(公示)

第41条 法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示並びに法第15条の6第3項において準用する法第10条の15第3項、法第10条の16第3項及び法第10条の17第3項の規定による公示は、インターネットの利用その他の方法で公表することによって行う。

第42条 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第3条第1項、第4条、第6条、第7条及び第8条第5項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第4条第1項中「二級建築士免許証(別記第2号様式)又は木造建築士免許証(別記第2号様式の2)」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第6条、第7条及び第8条第4項中「免許証」とあるのは「免許証明書」とする。

第29条を第40条とし、第26条から第28条までを11条ずつ繰り下げ、第25条を削る。

第24条の見出し中「二級建築士等試験事務」を「二級建築士等試験事務」に改め、同条中「第15条の17第5項」を「第

15条の6第3項」に、「第15条の13第1項」を「第10条の15第1項」に改め、同条第1号中「二級建築士等試験事務」を「二級建築士等試験事務」に改め、同条を第36条とし、同条の次に次の章名を付する。

第6章 建築士事務所登録

第23条の見出し及び同条第1項中「二級建築士試験事務」を「二級建築士試験事務」に改め、同項第1号中「試験年月日」を「試験の実施年月日」に改め、同項第2号中「試験地」を「試験の実施場所の所在地」に改め、同項第3号中「受験申請者数」を「受験申込者数」に改め、同条に次の1項を加える。

3 報告書等(第1項の報告書及び前項の合格者一覧表をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で形成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行う。

(1) 指定試験機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク等をもって調整するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

第23条を第35条とする。

第22条第1項中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の9第1項前段」を「第10条の10第1項前段」に改め、同条第2項中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の9第1項後段」を「第10条の10第1項後段」に改め、同条を第34条とする。

第21条第1項中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の9第1項前段」を「第10条の10第1項前段」に改め、同条第2項中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の9第1項後段」を「第10条の10第1項後段」に改め、同条を第33条とする。

第20条中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の6第3項」を「第15条の3第3項」に改め、同条を第32条とする。

第19条第1項中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の5第1項」を「第10条の7第1項」に改め、同条第2項中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の3第2項第4号イ又はロの規定に関する誓約書を添えなければならない」を「第10条の5第2項第4号イ又は

口のいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなればならない」に改め、同条を第31条とする。

第18条中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の4第2項」を「第10条の6第2項」に改め、同条を第30条とする。

第17条第1項中「第15条の17第2項」を「第15条の6第2項」に、「者」を「者(次項において「指定申請者」という。)」に改め、同項第2号及び第3号中「2級建築士等試験事務」を「二級建築士等試験事務」に改め、同条第2項第1号中「又は寄附行為」を削り、同項第7号及び第9号中「2級建築士等試験事務」を「二級建築士等試験事務」に改め、同項第10号中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の6第1項」を「第15条の3第1項」に改め、同項第11号中「法第15条の17第5項」を「指定申請者が法第15条の6第3項」に、「15条の3第2項第4号イ又はロの規定に関する役員の誓約書」を「第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面」に改め、同条を第29条とする。

第16条第1項中「2級建築士試験」を「二級建築士試験」に改め、同条第2項中「2級建築士等試験事務」を「二級建築士等試験事務」に改め、同条第3項第2号中「年月日及び試験地」を「実施年月日及び実施場所の所在地」に改め、同項第4号中「処分」を「措置」に改め、同条を第28条とし、同条の次に次の章名を付する。

第5章 指定試験機関

第15条第1項中「2級建築士試験」を「二級建築士試験」に、「氏名」を「受験番号」に改め、同条を第27条とする。

第14条の見出し中「受験申込書」を「受験申込手続」に改め、同条第1項中「2級建築士試験又は」を「二級建築士試験又は」に、「2級建築士試験及び」を「二級建築士試験及び」に、「第15条の17第1項」を「第15条の6第1項」に、「2級建築士試験」を「二級建築士試験」に、「2級建築士等試験事務」を「二級建築士等試験事務」に改め、「(正規の建築に関する課程を修めて卒業した者に係る部分に限る。)」に該当する者及び同条第3号に該当する者のうち同条第1号(正規の建築に関する課程を修めて卒業した者に係る部分に限る。))に該当する者に準ずるものとして」を「に該当する者及び同条第3号に該当する者のうち同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると」に改め、同項第1号中「いずれか一」を「いずれか」に改め、同号ア中「当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書(その証明書を得られない正当な事由がある場合は、これに代わる適当な書類)」を「その各号に定める学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書(その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)」に改め、同号ウ中「者」にあっては、法第15条第3号の規定により同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び

技能」を「者で、法第15条第3号に該当する者」にあっては、二級建築士試験又は木造建築士試験の受験資格」に改め、同項第2号中「実務の経験を記載した」を「建築実務の経験を記載した書類及び当該建築実務の経験を証する」に改め、同項第3号中「縦5.5センチメートル、横4センチメートル」を「縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル」に改め、同条第2項中「2級建築士等試験事務」を「二級建築士等試験事務」に、「2級建築士試験又は」を「二級建築士試験又は」に、「当該指定試験機関の定めるところにより、受験の申込みを行うものとする。」を「受験申込書に、前項に掲げる書類(同項第2号に掲げる書類にあっては、指定試験機関の定める様式による書類)を添えて、指定試験機関の定めるところにより、これを指定試験機関に提出しなければならない。」に改め、同条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織による申請及び提出)

第26条 指定試験機関が実施する二級建築士試験又は木造建築士試験における第23条第1項に規定する申請及び第25条第2項の規定による受験申込書の提出は、これらの規定にかかわらず、電子情報処理組織(指定試験機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と受験申込みをする者の使用に係る電子計算機とを電子通信回路で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた申請及び提出については、当該申請及び提出を書面により行うものとして規定した第23条第1項に規定する申請及び第25条第2項に規定する受験申込書の提出により行われたものとみなす。

3 第1項の規定により行われた申請及び提出は、同項の指定試験機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該指定試験機関に到達したものとみなす。

4 第1項の規定により申請又は提出を行う場合において、指定試験機関は、受験申込書への署名については、氏名を明らかにする措置であって指定試験機関が定めるものをもって当該署名に代えさせることができる。

第13条中「2級建築士試験」を「二級建築士試験」に、「和歌山県報」を「インターネットの利用その他の方法」に改め、同条を第24条とする。

第12条第1項中「2級建築士試験」を「二級建築士試験」に改め、同条第2項中「第14条第1項」を「第25条第1項」に、「の規定の試験機関」を「に規定する試験機関」に改め、同条第3項中「2級建築士試験」を「二級建築士試験」に改め、同条を第23条とする。

第11条(見出しを含む。)中「2級建築士試験」を「二級建築士試験」に改め、同条を第22条とし、同条の前に次の章名を付する。

第4章 試験

第10条を削る。

第9条中「2級建築士」を「二級建築士」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1章を加える。

第3章 指定登録機関

(指定の申請)

第12条 法第10条の20第2項の規定による指定を受けようとする者(次項第8号において「指定申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所
- (2) 法第10条の20第1項に規定する二級建築士等登録事務(以下「二級建築士等登録事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地
- (3) 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (4) 申請に係る意思の決定を証する書類
- (5) 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- (6) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (7) 法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第1項第1号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類
- (8) 指定申請者が法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面
- (9) その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第13条 法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者(以下「指定登録機関」という。)は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
 - (2) 変更しようとする年月日
 - (3) 変更の理由
- (役員の選任及び解任の認可の申請)

第14条 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の7第1項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提

出しなければならない。

- (1) 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名
- (2) 選任又は解任の理由
- (3) 選任の場合にあっては、その者の略歴

2 前項に規定する役員の選任の場合において、選任の許可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

(登録事務規程の認可の申請等)

第15条 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る同項に規定する登録事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(事業計画等の認可の申請等)

第16条 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(登録状況の報告)

第17条 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該四半期における建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数
- (2) 当該四半期の末日における建築士の人数

2 前項の報告書には、名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。

(不正登録者の報告)

第18条 指定登録機関は、二級建築士及び木造建築士が偽

りその他不正の手段により登録を受けたと思料するとき
は、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に
提出しなければならない。

(1) 当該二級建築士及び木造建築士に係る登録事項

(2) 偽りその他不正の手段

(二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請)

第19条 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用
する法第10条の15第1項の規定により許可を受けようとす
るときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提
出しなければならない。

(1) 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務
の範囲

(2) 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しよう
とする場合にあっては、その期間

(3) 休止又は廃止の理由

(指定登録機関への書類の交付)

第20条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を
行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の
提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当
該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

(1) 法第5条の2、法第8条の2又は第8条第3項の規定による
届出 当該届出に係る事項

(2) 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平
成20年国土交通省令第37号)第40条第4項又は同令第43
条第4項の規定による報告書の提出 同令第40条第2項第
2号イ又は同令第43条第2項第2号イの修了者一覧表に記
載された事項

(3) 第35条第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の
合格者一覧表に記載された事項

(免許の取り消し等の処分のお知らせ)

第21条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を
行う場合において、法第9条第1項の規定により二級建築
士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10
条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対
し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を
命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げ
る事項を指定登録機関に通知するものとする。

(1) 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日

(2) 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所

(3) 処分の内容及び処分を行った年月日

第8条中「二級建築士」を「二級建築士」に改め、同条を
第10条とする。

第7条第1項中「前条第2項」を「前条第3項」に改め、同
条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

(免許取消しの申請及び免許証の返納)

第8条 法第8条の2の規定による届出は、死亡等届出書(別

記第5号様式)に、免許証を添付して行うものとする。
ただし、同条第1号又は第2号に該当する場合にあっては、
免許証を添付することを要しない。

2 法第9条第1項第1号の規定による申請は、免許取消申請
書(別記第5号様式の2)に、免許証を添付して行うもの
とする。

3 二級建築士又は木造建築士が失踪の宣言を受けた場合
においては、戸籍法(昭和22年法律第224号)による失踪
の届出義務者は、失踪の宣告の日から30日以内に失踪宣
告届出書(別記第5号様式の3)により知事に届け出なけ
ればならない。

4 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項(第1号及び
第2号を除き、第3号にあっては法第8条の2第3号に掲げ
る場合に該当する場合に限る。)又は法第10条第1項の規
定により免許を取り消された場合には、取消しの通知を受
けた日から10日以内に免許証を知事に返納しなければ
ならない。

第6条を削る。

第5条第1項中「二級建築士」を「二級建築士」に、「免
許証再交付申請書」を「第3条第2項で定める写真をはり付
けた免許証再交付申請書」に改め、同条を第7条とする。

第4条第1項中「二級建築士」を「二級建築士」に、「前
条第2号に掲げる登録事項」を「氏名又は性別」に改め、
同条第2項中「前項の」を「第1項の規定による」に、「か
つ」を「前項の規定による申請があった場合において
は、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に
次の1項を加える。

2 二級建築士又は木造建築士は、前項の規定による届出
をする場合において、二級建築士免許証又は木造建築士
免許証(以下「免許証」という。)に記載された事項に
変更があったときは、別記第3号様式の2により免許証の
書換え交付を申請しなければならない。

第4条を第6条とする。

第3条第2号中「本籍地の都道府県名(日本の国籍を有し
ない者にあっては、その者の有する国籍名)を削り、同条
第3号中「二級建築士試験」を「二級建築士試験」に、「合
格番号」を「合格証書番号」に改め、同条に次の1号を加
える。

(5) 法第22条の2第2号又は第3号に定める講習を修了した
年月日及び当該講習の修了証の番号

第3条を第5条とする。

第2条第1項中「が二級建築士」を「が二級建築士」に、
「二級建築士名簿」を「二級建築士名簿」に改め、同条第2
項中「二級建築士」を「二級建築士」に改め、同条を第4条
とする。

第1条第1項中「建築士法(昭和25年法律第202号。以下
「法」という。)」を「法」に、「二級建築士」を「二級

建築士」に、「戸籍謄本又は戸籍抄本」を「戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。)」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「2級建築士」を「二級建築士」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「写真」という。)をはり付けなければならない。

第1条を第3条とし、同条の前に次の章名を付する。

第2章 免許

題名の次に次の目次及び1章を加える。

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 免許(第3条―第11条)

第3章 指定登録機関(第12条―第21条)

第4章 試験(第22条―第28条)

第5章 指定試験機関(第29条―第36条)

第6章 建築士事務所登録(第37条―第40条)

第7章 雑則(第41条―第45条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、法で使用する用語の例による。

別記第1号様式から別記第10号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式(第 3 条関係)

二 級 建築士免許申請書
木 造

「記入注意」 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。外国の建築士免許を受けた方は試験欄に、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

(収入証紙) (消印しないでください。)

私は、二級木造建築士の免許を受けたいので戸籍謄本(抄本)を添え申請します。
私は、下記事項が真実かつ正確であることを誓います。
年 月 日
氏名 印
(署 名)
和歌山県知事 様

ふりがな氏名	生年月日	年 月 日	写真	
本籍	性別	男□ 女□	縦 4.5 cm、横 3.5 cm の写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入してのりではり付けてください。	
現住所	電話			
試験	二級木造建築士試験に合格した時期	年		
	合格証書日付	年 月 日	合格証書番号	第 号

- 欠格事由
- 後見開始又は保佐開始の審判(禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。)を受けていますか。 □いる □いない
 - 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 □ある □ない
あるときはその罪及び刑.....
あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日
 - 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 □ある □ない
あるときはその罪及び刑.....
あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日
 - 建築士法第 9 条第 1 項第 4 号又は第 10 条第 1 項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 □ある □ない
あるときは、その日 年 月 日
 - 建築士法第 10 条第 1 項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 □ある □ない
業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

氏 名
ふりがな

※審査	※經由庁記載欄		責任者(職氏名)	印
※登録番号	※登録年月日	年 月 日	※受付番号	

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記第 2 号様式 (第 4 条関係)

(表)

二級建築士免許証

氏 名

年 月 日生

登録番号 第 号

二級建築士

登録年月日 年 月 日

建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) により二級建築士の免許を与えたことを証する。

年 月 日

和歌山県知事

㊟

(日本工業規格 A 列 4 番)

(裏)

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号

別記第 2 号様式の 2 (第 4 条関係)

(表)

木造建築士免許証

氏 名

年 月 日生

登録番号 第 号

木造建築士

登録年月日 年 月 日

建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) により木造建築士の免許を与えたことを証する。

年 月 日

和歌山県知事



(日本工業規格 A 列 4 番)

(裏)

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号

別記第 3 号様式 (第 6 条関係)

二級
木造 建築士登録事項変更届

私は、このたび下記のとおり登録事項に変更が生じたので、建築士法施行細則第 6 条第 1 項の規定により届け出ます。

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所
氏 名 ㊦
登録番号 第 号
登録年月日 年 月 日

記

1 変更

登 録 事 項		変 更
ふりがな 氏 名		
性 別		

2 変更年月日

3 変更の理由

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記第 3 号様式の 2 (第 6 条関係)

二級
木造 建築士免許証書換交付申請書

私は、このたび下記のとおり建築士免許証の書換え交付を受けたいので、建築士法施行細則第 6 条第 2 項の規定により届け出ます。

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所
氏 名 ㊦

登録番号 第 号

登録年月日 年 月 日

記

1 変更内容

登 録 事 項		変 更
ふりがな 氏 名		
性 別		

2 変更年月日

3 変更の理由

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記第 4 号様式 (第 7 条関係)

二級
木造 建築士免許再交付申請書

私は、このたび免許証を汚損、亡失しましたので、下記のとおり再交付を申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所
氏 名

㊦

記

1	ふりがな 氏 名		写真 縦 4.5 cm、横 3.5 cmの写真裏面に 氏名及び撮影年 月日を記入して のりではり付け てください。
2	生年月日		
3	性 別		
4	本 籍		
5	登録番号		
6	登録年月日		
7	汚損又は亡失の年月日		
8	汚損又は亡失の理由 (具体的に詳しく記入のこと。)		

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記第 5 号様式 (第 8 条関係)

死 亡 等 届 出 書

建築士法第 8 条の 2 の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所

氏名

印

記

届出の理由		1 死亡	2 後見開始又は保 佐開始の審判	3 建築士法第 7 条 3 号 又は第 4 号に該当
二 級 建 築 士 等	ふり 氏 名			
	生年月日	年 月 日		
	性 別			
	本 籍 地 (都道府県名 又は国籍名)			
	登 録 番 号	二級 木造	第 号	
	登録年月日	年 月 日		
届出事由の生じた日		年 月 日		
二級建築士等と 届出者との関係		1 相続人	2 後見人又は 保佐人	3 本人
注 「届出の理由」、「登録番号」及び「二級建築士等と届出者との関係」については、それぞれ該当する事項の数字等を○で囲んでください。				

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記第 5 号様式の 2 (第 8 条関係)

二 級
木 造 建築士免許取消申請書

私は、このたび ^{二級} _{木造} 建築士の免許を取り消したいので、免許証を添えて、
下記のとおり申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所
氏 名

印

記

1	ふ り が な 氏 名	
2	生 年 月 日	
3	性 別	
4	本 籍 地	
5	登 録 番 号	
6	登 録 年 月 日	
7	取 消 理 由	

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記第 5 号様式の 3 (第 8 条関係)

失 踪 宣 告 届 出 書

下記の者は、年 月 日に失踪の宣告を受けましたので、和歌山県建築士法施行細則第 8 条第 3 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

和歌山県知事 様

届出義務者 住所

氏名

㊦

(下記の者との続柄)

記

1 氏名 ふりがな		
2 生年月日	年 月 日	
3 性別		
4 本籍地 (都道府県名 又は国籍名)		
5 登録番号	二級 木造	第 号
6 登録年月日	年 月 日	

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記第 6 号様式 (第 10 条関係) (郵便はがき)

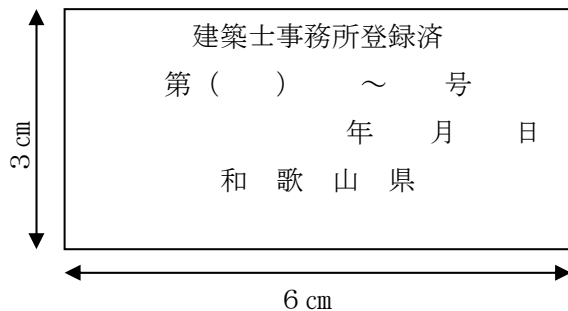
見出し		二級 木造	建築士住所等の届出	届出日	年	月	日		
ふりがな				生 年 月 日	明 大 昭 平	年	月	日	性 別
氏名									
本籍									
ふりがな									
住所									(電話)
登録番号		都道 府県	第 号	登録年月日		年	月	日	
業務の種別		1	建築設計 (2 及び 3 を除く。)	7	技能労務				
		2	構造設計	8	調査又は鑑定				
		3	設備設計	9	手続代理				
		4	積算	10	敷地選定等の企画				
		5	工事監理又は工事 の指導監督	11	研究又は教育				
		6	現場管理	12	行政				
				13	その他				
勤務先	名称								
	所在地								(電話)

(記入注意)

- 1 業務の種別及び勤務先の欄は、建築に関する業務に従事している場合に記入してください。
- 2 業務種別欄は、該当する数字を○で囲んでください。2 種以上の業務に従事しているときは、主に従事しているものを○で囲んでください。
- 3 建築士事務所に勤務しているときは、その事務所の開設者名を勤務先の名称の欄に併記してください。
- 4 見出し欄には、氏名の最初の 3 音を片仮名で記入してください。

別記第 7 号様式 (第 3 7 条関係)

登録済印



別記第 8 号様式 (第 38 条関係)

変 更 届 書			
下記のとおり登録事項に変更がありましたので建築士法第 23 条の 5 第 1 項 の規定によりお届けします。 年 月 日 登録番号 () 第 号登録年月日 年 月 日 事務所所在地 _____ 商号又は名称 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____			
記 内 容			
変 更 事 項	変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日
名 称			
所 在 地			
氏 名 又 は 名 称			
役員 (法人の場合) の氏名 及び役職名			
建築士 事務所 を管理 する建 築士	氏 名		
	一級 二級建築士の別 木造		
	登録年月日及び 番号		
建築士 事務所 に属す る建築 士	氏 名		
	一級 二級建築士の別 木造		
	登録年月日及び 番号		
建築士事務所の主たる 業務	1 設計 2 工事監理 3 建築工事契約に関 する事務	4 建築工事の指導監督 5 建築物の調査鑑定 6 建築に関する手続の 代理	
年 月 日			
和歌山県知事 様		住 所 届出者 氏 名	㊟

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記第 9 号様式 (第 39 条関係)

廃 業 等 届 書

建築士法第 23 条の 7 の規定により下記事項をお届けします。

登録番号 () 第 号

登録年月日 年 月 日

事務所所在地

名称又は商号

登録申請氏名

記

摘 要		事 実 発 生 年 月 日
1	建築士事務所の業務の廃止	
2	開設者が死亡	
3	開設者が破産	
4	合併による解散	
5	破産又は合併以外の事由による解散	

(注) 該当する欄の数字を○でかこむこと。

年 月 日

住 所
届出者 氏 名

㊞

和歌山県知事 様

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記第 10 号様式 (第 44 条関係)

No. _____

登録簿等閲覧申込書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏 名



閲覧しようとする建築士又は建築士事務所等	登録番号			
	氏名又は名称			
	住所又は所在地			
閲覧目的				
閲覧書類				
閲覧月日	年 月 日	検 収		
備 考				

(日本工業規格 A 4 列 4 番)

附 則
この規則は、公布の日から施行する。